マイナンバーカードの取得、利用に関するお知らせ

厚生労働省医政局歯科保健課から、マイナンバーカードの取得促進、メリット拡大等に関する連絡がありましたのでお知らせいたします。

【マイナンバーカードのメリット拡大について】

① マイナポイント第２弾が開始しています。

マイナポイント第２弾では、次のとおり最大20,000円相当のマイナポイントがもらえます。

ア マイナンバーカードを新規に取得した方等に対し、最大5,000円相当のポイント※1,2

イ 健康保険証としての利用申込を行った方に対し、7,500円相当のポイント

ウ 公金受取口座の登録を行った方に対し、7,500円相当のポイント

アは令和４年１月１日から既にポイントの申込・付与が開始しています。イ及びウについては、令和４年６月30日からポイントの申込・付与が開始予定です。なお、マイナポイント第２弾については、令和４年９月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です。６月30日に開始予定のイ及びウについては、既に健康保険証としての利用申込をされている方、公金受取口座を登録済の方も対象です。

最新の情報は、「マイナポイント事業」HP※3をご覧ください。

※１マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※２マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第１弾の未申込者も含みます。

※３「マイナポイント事業」（https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/）

② 公金受取口座登録制度が始まりました。

公金受取口座登録制度※4は、国民の皆様に一人一口座、給付金等の受取のための口座を、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

これにより年金、児童手当など、今後の給付金などの申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。

この公金受取口座については、令和４年３月28日からマイナポータルで登録※5が出来るようになっています。

※４公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁HPをご確認ください。

デジタル庁HP「公金受取口座登録制度」

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）

※５口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。別途申請などが必要になります。

【よくあるご質問】

Q1 公金受取口座登録制度について（総論）

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_01/）

Q2 公金受取口座の登録について

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_02/）

Q3 所得税の確定申告手続における登録について

（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_faq_03/）

③ 健康保険証として使えます。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省HP※6で公開しております。

※６「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）

④ 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

マイナポータル※7で、自分の薬剤情報や特定健診情報等※8の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※７マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」（https://myna.go.jp/）

※８薬剤情報は令和３年９月に診療したものから３年分、特定健診情報は令和２年度以降に実施したものから５年分（直近５回分）の情報が閲覧できるようになります。

⑤ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

【詳細はこちらから】

デジタル庁HP：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

（https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert）

【ダウンロードはこちらから】

App Store：「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（apple.com）

（https://apps.apple.com/jp/app/id1593815264）

Google Play：新型コロナワクチン接種証明書アプリ

（https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.digital.vrs.vpa）

※関連ホームページのご案内

・総務省「マイナンバー制度とマイナンバーカード」
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html

・マイナンバーカード総合サイト
https://www.kojinbango-card.go.jp/

・マイナンバーカードの取得方法（マイナポイントの取得・利用まで）
https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/flow/mnp-get/

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！

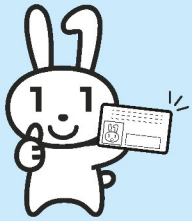

本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が
同時に必要な場面も、これ1枚でOK！
他にもライブ会場の入場や会員登録など
幅広く使えます！

コンビニで各種証明書が取得できる！※1 ※2

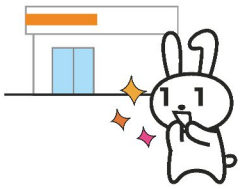

忙しくて市区町村の窓口に
行けないときも、
コンビニで住民票の写しなどの
公的な証明書を発行できます。

健康保険証としても使える！※3

本人が同意すれば、全国どこにいても、
医療機関や薬局で
過去の服薬履歴や
特定健診情報などが
確認できます。

給付金の受け取りがスマートに！

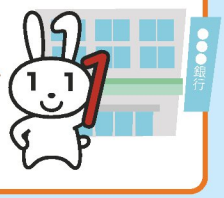

公金受取口座を登録することで、
年金や児童手当など、今後申請をするときに、
口座情報の記入や通帳の写しなどを
提出する必要がなくなります。

オンラインで行政手続きができる！※1 ※4

確定申告（e-Tax）をはじめ、
子育てなどに関する手続きも
オンライン申請で便利に行えます。

新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書を
スマートフォンアプリで取得でき、
アプリを起動すればいつでも表示できます。
※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です

便利な「マイナポータル」が使える！※1 ※4

ご自身の情報の確認や
オンライン申請ができる
自分専用サイト「マイナポータル」が
使えるようになります。

民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、
オンラインでの住宅ローン契約や
証券口座開設などのときに使えて、
書類郵送などの手間がかかりません。

※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます（市区町村により異なる場合があります） ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント第2弾実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると 最大20,000円分のポイントがもらえる！

1 マイナンバーカードの新規取得等※で **5,000円分** のポイントがもらえる！

＋

2 健康保険証としての利用申込みで **7,500円分** ポイントがもらえる！

＋

3 公金受取口座の登録で **7,500円分** ポイントがもらえる！

2022年1月1日から実施中

6月30日から ポイントの申込み受付・付与を実施中

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→

マイナポイント第２弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますのでお早めに！

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて　顔写真付き！
対面での本人確認書類に！

うら　IC チップ付き！
オンラインでの本人確認に！

なりすましはできません。
顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い個人情報は入っていません。
IC チップ部分には、
税や年金などの個人情報は
記録されません。

電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。

マイナンバーを見られても悪用は困難です。
マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。（外国人住民の方（特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く）のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。）
※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日（またはマイナンバーカードの有効期限）までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト
マイナンバーカード総合サイト　検索
https://www.kojinbango-card.go.jp

マイナンバーカードの最新情報
えっ まだ？ そろそろ、あなたもマイナンバーカード
そろそろあなたもマイナンバーカード　検索
https://mynumbercard.soumu.go.jp/

お問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル
マ イ ナン バー
☎ 0120-95-0178
平　日　9時30分～20時00分　土日祝　9時30分～17時30分（年末年始を除く）
マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。
■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合　050-3818-1250
■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.　0120-0178-27